

# レジス・ドブレのフランス共和主義思想

## —その批判的検討—

鳥羽 美鈴

### はじめに

本稿は、フランスの知識人として知られるレジス・ドブレ（Régis Debray）のフランス共和主義的思想を検証するものである。

ドブレの言説は、フランスのメディアでは度々取り上げられているが、それに比して我が国で彼については専らメディオロジーという一学問の研究者、創始者として取り上げられるに留まる<sup>(1)</sup>。しかし彼は同時に、哲学の教授資格者であり、文学者であり、政治家でもある。「中南米の革命運動に身を投じた60年代、帰国して社共共同戦線を準備して左翼の勝利に貢献した70年代、現実政治に参加して嫌気がさしメディオロジー研究に向かった80年代、そして最近のナショナル・レビュブリカン的右旋回」（三浦[2001a:102]）として彼の豹変が指摘されている。そして何よりも、フランスの共和主義が、公共空間におけるライシテ（非宗教性）の保持を要請する法を制定するなどフランス的例外<sup>(2)</sup>として近年盛んに立ち現れて議論されている一方で、共和主義者としてのドブレがほとんど論じられていない。

こうした問題意識から、本稿ではこれまでとは違った角度からドブレに焦点を当てたい。それは、かつてミッテラン大統領の特別顧問であり、またライシテに関する法を設けたスタジ委員会のメンバーであり、さらにドミニク・ド＝ヴィルパン（Dominique de Villepin）の要請でハイチの現況報告書を提出した、いわゆる「知的共和主義」の主導者としてのドブレである。

ハイチの報告書を提出した後の2004年3月11日に、ドブレはシラク大統領の命でハイチに派遣されている<sup>(3)</sup>。

本稿では、とりわけ反米的立場を取りながらフランスに伝統的な共和主義を擁護するドブレと、ヨーロッパにおける多言語・多文化の共存に言及し、フランスとフランス語圏50ヶ国以上から成るフランコフォニー国際組織の立上げにも関与したドブレとを追う。これによって、これまであまり論じられてこなかった彼の政治理念を探るとともに両者が如何にして両立し得るのか、あるいは如何なる衝突が見られるのか、検証していきたい。これはフランス共和主義と多様性が要請される外の世界との境界を検討する作業でもある。

### I. ドブレの反米的立場

#### I.1. アメリカ主導の戦争を事例に

まず始めに、ドブレの政治思想とフランスの関わりについて冷戦後の世界情勢を事例に取り上げたい。冷戦終結より、世界は米ソ二大超大国による緊張関係から、アメリカ一国主義へと転換した。1990年以降、湾岸戦争、ユーゴスラビア戦争、そして21世紀以降には、アフガンやイラクで大規模な戦争がアメリカ主導によって行われている。一方で、フランスの特に政治層エリートや知識人の多くは、イラク戦争に対して、左右の違いを超えてアメリカを「帝国」であるとして批判している。エマニュエル・Todd（Emmanuel Todd）などがその代表的論客で

あり、その一部は反グローバリズムや日本における反戦、平和運動にも影響を及ぼしている。

しかし、外交レベルでは、フランスは必ずしも常にアメリカに対して抵抗や批判をし続けてきたわけではない。今回のイラク戦争ではフランスは英米と対峙しているが、ユーゴ戦争では英米と歩調を合わせ、湾岸戦争やアフガン戦争でも、国連決議のもと、やはり英米とともに戦争に参加している。

こうした大国の引き起こした戦争と、フランスの外交について、ドブレはどうに論じていたのか考察してみよう。まず、本章では20世紀最後の10年間に起った二つの大きな戦争を事例に、ドブレの反戦、反米論を見ていく。

### (1) 湾岸戦争とドブレー平和主義ではない反戦論

1990年8月2日にサダメ・フセイン大統領が指揮するイラクが突如隣国クウェートに侵攻したことから、1991年1月17日、多国籍軍がイラクに対して攻撃を開始した。これが湾岸戦争である。国連軍ではなく、アメリカを中心に有志の国を募る形で編成された多国籍軍には、イギリス、フランスやクウェート軍などがあり、またエジプトやモロッコ、シリアもアラブ合同軍を編成して協力した。

フランスは、アメリカと共に戦争に加わったが、シェヴェヌマン国防相がこの政策に反対して辞任するなどの反発もあった。ドブレもまた、この戦争を批判する論稿を掲げるが、「私は平和主義者のうちに入らない。私は彼等の主義に反対である」(Debray [2004c:42])と主張するように、平和主義からくる反戦、つまり今日のイラク戦争などでよく取り上げられる「正義の戦争」についての是か非かというものではない。彼が反戦的立場を取るのは、何回目かになる帝国的十字軍と公的道徳の行使との混合が許容できないからである。とりわけ非難の対象となる

のは、この帝国的十字軍の中にいるアメリカの湾岸戦争への介入が、国際共同体の投票によって帰結されたわけではなく、それより先にアメリカ自身が日取りや攻撃手段を決めていたという主導権の在り方である。さらにイラクの軍隊の破壊は技術的には容易であるが、戦後はその技術的手段では解決できない政治問題が生まれるのであり、戦前より大きくなつた危険は、北アメリカより近くに位置するフランスなどに跳ね返ってくると指摘される。そればかりではない。戦後になってアラブが感謝しもてなすのはアメリカの神なのである(Le Nouvel Observateur [17 janvier 1991], Debray [2004c:41-51])<sup>①</sup>。

### (2) セルビア空爆（ユーゴ戦争）とドブレ

1999年3月末からは、セルビアがコソボでアルバニア系住民の弾圧や追放を行ったことが直接の引き金となってNATO（北大西洋条約機構）による対セルビア空爆が開始された。空爆の行使については、ロシアと中国という安全保障理事会の常任理事国で拒否権を有する二国が反対したために、国際連合ではなくアメリカ、イギリス、フランスなどのNATO諸国が実行することになったが、その是非をめぐってフランスでは意見は割れ、知識人の間でも激しい論争がなされた。

このうちの一つとしてドブレが「夢遊病のヨーロッパ」と題してルモンド紙(1999年4月1日)に投稿した反戦論を取り上げよう。ドブレによれば、NATO空爆の口実となっている民主主義と人権の擁護という旗印は歴史が考慮されず人間味のない定型文句に過ぎない。さらに彼独自ともいえる主張は、「戦争期は社会が催眠状態を共有した状態」に近づくのであり、ある他の歴史と伝統から生み出されたイメージや主義・主張といったものを我々自身のものであるかのようにさせてしまうという点である。

ここで留意すべき箇所は、単数形で示される

「ある他の歴史と伝統」である。その主体は彼らの言説の中でこの後、頻出することになるアメリカである。歴史が前にたつ「我々」ヨーロッパと、神との契約や法が先にたつアメリカとがまず明確に対比されている。同時に、アメリカ化された状態が示される。「時間」を「空間」に、「歴史」を「技術」に、そして「政治」を「福音書」へと置き換えるようになった時がドブレの呼ぶアメリカ化された状態である。さらにアメリカはユーゴスラビア連邦共和国のミロシェヴィッチ大統領などを悪として挙げるが、こうした悪は悪とするトートロジーなシナリオは何も教唆せず、むしろこれら断続的に登場した「怪物」には委任者も党員もいないことに注意が喚起される(Le Monde [1 avril 1999])。

### (3) アフガニスタン・イラク戦争とドブレ

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件と、その報復としてアメリカが引き起こしたアフガニスタン攻撃を経た2003年2月には、ドブレの「フランスの教訓」と題した論稿がニューヨークタイムズに掲載された。

まずドブレの主張は以下のようである。ヨーロッパはとりわけイスラムといった外国文化と節度を学ぶようになって、もはや文明化のための文明化は行わず、他の文明がなくてもやっていけると信じていた文明は死にむかいつつある。さらに地上の多様性を知った今、白と黒、善と惡、友と敵といった二元論に世界を組み込めないことを知っている。これに対してアメリカは、自らを運命づけられた神の話し相手であり、惡を倒す使命を帯びた者として、もはやヨーロッパが持ち合わせない尊大さを抱いている。ブッシュ大統領の新世界は技術において後近代的でありながら、価値観においては前近代的という矛盾をはらむのである。両者の歴史は同時期に始まったわけではないので驚くには当然だが、アメリカの行為は2、3世紀前のヨー

ロッパである(The New York Times [February 23,2003], Debray [2004c:133-139])。

こうして、アメリカが後進的ともいえる価値観に基づいて、いとも簡単に武器を取る姿勢が批判されるわけだが、アメリカ側からは「ドブレのコメントはヨーロッパ・エリート層のアメリカへの態度を要約している」が、「20世紀のヨーロッパがファシズム、 Communism、ナチズム（中略）を引き起こしたこと」(The New York Times [February 26,2003])が考慮に入れられていないなどの痛烈な応酬がなされた。

さらに2003年3月20日に始まるイラク戦争を取り上げよう。

これに関しては、ドブレの「アメリカ人よ、もしあなた方がご存知なら」と題したまさにアメリカ宛ての論稿がある。ここでは、「テロリズム」、「デモクラシー」、「大量破壊兵器」、というアメリカによる三つの「催眠」の言葉、つまりアメリカによって作り上げられた実体のない事物が辛辣な批判的となっている(Le Figaro [5,6 septembre 2003], Debray [2004c:155-174])。

ここまでドブレの反戦論を追うと、先述したようにセルビア空爆に関してドブレが反対を唱えながらアメリカ化を問題としたのは、ヨーロッパ諸国の安易なアメリカへの追従姿勢を厳しく批判するためであろうと考えられる。ヨーロッパは、「自らが中心にいると信じるアメリカが他者にとっても良いと信じて自らの道徳観や技術を他世界との違いを探ろうともせずに行使する妄信的な態度に共鳴しようとしている」(Le Monde [1 avril 1999])のである。

こうしたドブレの反戦論は、その後、単なる反米主義ではないかと批判された。とりわけ、ハリウッド式の民主主義対悪の帝国という構図に乗せられてはいけない、との主張はドブレと同じく共和主義を掲げる哲学者アラン・フィンケルクロート(Alain Finkielkraut)からも冷や

やかに断じられた。ドブレは何よりも「事件そのものには一言も触れずに西方の想像上の支配を告発している」のである。フィンケルクロートによれば、第一に、ドブレというメディオロジーの専門家はメディアの周囲とメディア網しか見ておらず、セルビアが行った冷酷な行為を見ていない。第二に、この反米主義者はフランスが自発的に空爆参加をとったという事実よりもフランスの上に立つ勝利者としてのアメリカしか見ていない(Le Monde [5 avril 1999])。まさにドブレが「アメリカ帝国主義批判の急先鋒」(三浦[2001a:80])と呼ばれる所以である。

ドブレの反戦という立場には確かに一貫性があるかに見える。しかしながら、この期間にフランスが介入した戦争や、核抑止論について触れられていないなど、その実、反戦というより反米を叫んでいる様が浮かび上がる。

## I.2. アメリカ型民主主義対フランス型共和主義

ドブレの反米論を戦争以外の点から検討しよう。

それは、「民主制か共和制か」(Le Nouvel Observateur [30 novembre 1989], Debray [1992a:15-54])に描かれるように、アメリカ型民主主義に対するフランス型共和主義の優位性という形で現れている。

まず留意すべきは、「共和制を民主制に対置させることは、共和制を殺すこと。共和制を公共の事物を消滅させる民主制に還元することもまた、共和制を殺すこと」(Debray [1992a:21])と明言される点だろう。ドブレが第三者的な立場に立って両者を比較検討していくのではなく、共和制から民主制の差別化を図ろうとしていることがここに確認されるからである。

肝要と思われるところを付記すれば、国家の在り方は「共和制において单一で、元来中央集権的であり、教区を越えて、慣習法と同業組合、度量衡、方言、地域行政、学校のカリキュラム

や暦を統合する。民主制においては、多文化の中に花開くのであり、天命によって連邦で、懷疑論によって地方分権化である。そして特殊性を増殖させてエゴイズムを噴出させる一方で神が良き統合者として君臨し、神の元に集まる一つの国家が分散する危険はない」(Debray [1992a:24,25])とする。

また、これは後で述べる「ライシテ」法を想起させるが「共和制において、利害の対立と条件の不平等を法の優位によって緩和するのに対して、民主制では、契約という実践的方法で一つずつ話し合いで調整する」(Debray [1992a:26])という。同じく、「ライシテ」問題で核となる公私区別に関しては、「民主制が、公私、そして個の徳と市民の義務を混同し、ややもすれば慈悲を正義と取り違えるのに対して、共和制では、公私を注意深く分けて市民意識のほうを好む。共和制においては、良心や道徳などでは良い政治はできないと考えられて、慈悲のない正義を行うことになる」(Debray [1992a:27])。

概して、個々の契約や法律家個々人が多大な権限を有して非常に流動的とも言えるアメリカ社会に比して、国家に直属の法や官僚が支えて成る確固としたフランス共和制の像が描き出せるであろう。後者において、理性を備えた市民は共通の絶えざる記憶を持って一つの真理のもとに集まり、中央集権的国家のメンバーとなる。

ドブレがこれらの検証の中で強調する点は海老坂[1992]が既に的確に指摘しているが、以下のように要約できる。「共和制は時代遅れの理念であることを認めはするが、時代の流れに身を任せて民主制へ横すべりしていくことこそ危険である」こと、なぜなら「フランス共和制が解体していくとき、そのあとにくるのは民主制が想定する〈自由な個人〉などというものではなく、宗教と金銭であり、僧職者と経済マフィアである」(海老坂[1992:69,70])からだ。こうし

て、描き出されているのは、反米というよりは、アメリカ民主主義に対するフランス共和主義の優越と言えよう。

## II. フランス中心主義の外交—多極的世界に否定的なドブレ

### II.1. 統合ヨーロッパ—多元主義より独仏枢軸の重視

アメリカに批判的なフランスの知識人は近年、アメリカとヨーロッパの対立をクローズアップさせる傾向がある。実際に、先述のイラク戦争はもとより、様々な面でアメリカとヨーロッパの対立は見受けられ、それは環境や生命倫理など、文明論にまで及びつつある。ドブレもまた積極的にヨーロッパに言及する。しかし、フランスの他の論客が反グローバリズム的視点から、画一、均質的アメリカ支配に対して多元的統合や多様性の尊重に基づく欧州を掲げるのに対し、ドブレのヨーロッパ論は若干異なる。

彼が志向するのは、第一に、国家を相対化させる形でのブリュッセルを中心とする超国家機関としてのEUよりも、国家の主権を保持した形での各国間の連帶である。

それが「ヨーロッパ的枠組みが変わるさなかに、我々はうまく再生できるか、もしくはよりよく自殺に追い込むか」(Debray [1999:20])、あるいは「共和国は形成されるヨーロッパの中で解決されるか」(Debray [1999:107])という問題提起となり、そしてこれに対する悲観的な解答となって現れてくる。「フランにかわってユーロがあらわれ、国家の主権がひそかに<委譲され>、<自主的に制限され>、ヨーロッパの法律がわれわれの議員が作った法律を押しつぶし、文化的、さらには軍事的にもアメリカ帝国に飲み込まれ、同時に国家独自の戦略は消えうせ、よくて官僚の、悪くてローマの百人隊長の軍隊が到来する」(Debray [1998=2002:104])のである。

第二に、多元的統合よりも独仏枢軸が目指されることになる。

今後のヨーロッパ建設にあって、「ブリュッセルを核とする現在の活力のない欧州連合」ではなく、「フランスとドイツ両国の連帯によって、すばやい実行力を伴うものとしたほうがよい」(Le Figaro [15 février 2004])と明言している。ところで、欧州における仏独の協力は他の論客によっても言及されるところで、2004年5月1日にダブリンで開催されたEU拡大記念式典を受けてフランスの社会・歴史学者のエマニュエル・トッドは「今後、分野に応じて国民国家グループがEUを主導することになる。安保では仏独英、経済ではユーロ圏の仏独伊がけん引すべきだ」(読売新聞[2004.5.3])と主張する。

ドブレにおいて注目されるのは、「あいにくドイツ語の習得はフランスでは低下しており、ドイツでのフランス語の習得においても同様の状況が見られる」中、言語は「目立たない」ながらも「将来のヨーロッパが直面するであろう最も慎重さを要する問題だと私は思う」(Le Figaro [15 février 2004])として、フランス語とドイツ語の使用率維持のためにもフランス・ドイツの連携が要請される点である。

さらに、ドブレは「三言語を使用するヨーロッパがヨーロッパのあるべき姿で、真に文明化されたヨーロッパであると言えるだろう。さもなければ、各々がパトワとピジン英語を使用することになる」(Le Figaro [15 février 2004])と語る。ここで地域方言に加えて英語の変種であるピジン英語までもが否定的に捉えられている点に注意を要する。

三言語に英語が含まれるのは周知のように近代世界がそれを要請しているのであって、むろんドブレが好んでこれを選択したわけではない。今や欧州連合では「加盟国の増加のためにひとつの言語が必要とされて英語がますます支配力をを持つ」(Chevalier [2003:6])という、フ

ンスにとっては望ましからぬ状況が生じている。それ故に、多言語を、あるいは三言語を、と主張する中でとりわけ強調されるのはフランス語とドイツ語の教育促進と使用の増加であり、フランスとドイツの連帯ということになる。その実は、英語使用の増大に反比例するようになんか、フランス語使用の低下が見受けられるからこそ、ドイツ語を引き合いに出して多言語主義の姿勢を示し、フランス語の国際舞台における使用の維持を図っていると言えるのである。

しかしながら、ドブレの理念は、欧洲統合の理念とは根本的に対立する。

そもそもEUは、すべての加盟国の公用語をEUの公用語とする多言語政策をとり、2004年5月現在、公用語は20あるが、膨大な予算を割いて通訳や翻訳の人員を配している（欧洲連合（EU）ホームページ参照）。また、ここで改めて、EUの原則に立ち返るべく、周知のマーストリヒト条約（128条1項）の規定を見ると、そこには「共同体は、加盟国及び地域の多様性を尊重し、同時に共通の文化的遺産を前面に押し出しながら、加盟国の文化の育成に貢献する」（中村・辻村(他編)[2003:164]）として、共同体内部における文化の多様性の尊重が明示されている。確かに、「ヨーロッパの責任者達は三つのEUの言語をマスターする、ということを目的に掲げた。しかしながら、どの言語を学び得るのかという選択については不間のままである」（ジオルダン[2004:68]）。このため、ドブレの立場とは一線を画すこととなり、独仏の関係のみを前面に打ち出し、言語面においては地域方言やピジン英語までをも排除してしまう態度は欧洲統合における多様性尊重の精神とは相容れないものとなる。

## II.2. フランコフォニー——フランス中心主義的思考

以下では同じく多様性をキーワードとして連帶するフランコフォニー国際組織を取り上げる。ドブレはその中核たるフランコフォニー・サミットの開催を提言し、今なお「フランコフォニーの熱心な擁護者」（Le Figaro [15 février 2004]）とみなされているからである。まず、フランコフォニー（francophonie）とは如何なるものであるのか簡単に説明する。

日本語では「フランス語圏」と翻訳されて、フランス語話者からなる地理的空間を指すことが多いが、Deniau [2001]、Tétu [1988]、Léger [1987]等の先行文献を追うと、この語は地理・言語的概念に留まるものではないことが明らかになる。フランコフォニーという語はもっと多義的で、フランス語の普及活動と、フランス語を通じて広がり、国を問わず根をおろしている価値観全体を指すものである。また大文字で示されるフランコフォニー（Francophonie）は、フランコフォニー・サミット加盟国（2004年現在、オブザーバー国を含めて56ヶ国）とその政府によって構成される国際組織、通称「フランコフォニー国際組織」（OIF）を指すことになる。

このフランコフォニー国際組織の設立に向けたフランコフォニー運動は、第二次大戦後フランスの海外領土がしばしば熾烈な独立戦争の形を伴いながら脱植民地化した時期から始まる。1954年にインドシナ、1960年ブラック・アフリカ、そして1962年にアルジェリアが独立しているが、三浦[2001b]が指摘するように、この時期にぴったり重なって、当時のセネガル大統領のレオポルド＝セダール・サンゴール（Léopold Sédar Senghor）や当時のチュニジア大統領のハビブ・ブルギバ（Habib Bourguiba）の提唱でイギリスのコモンウェルスをモデルにしたフランコフォニー運動が起こるのである。ここでフランス語と直接的に結びつくフランスからではな

く、フランス国外、それもフランス旧植民地からフランコフォニー運動が起った点に留意されたい。

時のシャルル・ドゴール(Charles de Gaulle, 1890-1970, 大統領在任59-69)から、フランソワ・ミッテラン(François Mitterrand, 1916-1996, 大統領在任81-95)に至るまで、フランスはフランコフォニーに対して消極的であり続けた。

それが社会党・第三世界主義者のアフリカへの関心と、フランスの文化的アイデンティティを維持することへの懸念から、フランスの政策が転機をみせてミッテラン大統領もはっきりと関与を持つに至る。1982年6月9日、パリでの記者会見で「フランス語を守ることを使命とするフランコフォニーと諸機関を近いうちに設置するという案には、いわゆるカナダとケベックの問題として挙がったフランコフォンの機関を含む。ご存知のように、サンゴール氏にとって大切な概念は、私にとっても大切なものである」(Tétu [1988:136])と明言している。そして、1983年1月にミッテランの側近の一人としてドブレが「二つの面をもつ」サミットの開催を提言したのである。主権国家の政府首脳だけを召集する1回目の集まりと、それに続く、非主権国家の政治担当者も参加できるもっと技術的な2回目の集まりである。この案は、オタワが容認したのに対してケベックにとって容認できる内容ではなく、皮肉にもトリュドー政権交代後のケベックが成立した後、1986年になってようやくサミット開催へと結実することになる(Tétu [1988:137])。

しかし、フランスはケベックとアフリカを前に立ててサミット開催に参画したのであり、今あるフランコフォニー国際組織においても、フランスはその中心に決して位置するのではなく一員として加盟しているにすぎない。フランコフォニーが主な理念として掲げるのも「多文化・多言語」の支持であり、フランコフォニー

加盟諸国間、ひいてはこれに加盟しない国々との「連帶」である。

フランコフォニーの機関誌の一つ『世界におけるフランコフォニーの現況』(*État de la francophonie dans le monde* [1998:546,547])では、フランコフォニーは「文化の対話・交流そして混合」として表現される。また、フランコフォニー国際組織の事務総長アブドゥ・ディウフ (Abdou Diouf) は以下のように詳述する。「フランコフォニー共同体の諸国がとりわけ注意を払わねばならないのは、文化的多様性という価値観である。我々は均質化した世界を望まない。世界化に反対するわけではないが、サンゴールがたゆまず説いたような連帶ある世界、文化間の対話がなされるような世界を望むのである。この文化間の対話が存在し、盛んになされるようにするには、互いの差異を豊かにし合うような革新的で確固とした文化的多様性が必要である。文化的多様性の第一形態は諸言語のあり方である。諸言語の多様性といっても、まずは一言語における多様性である。不变の辞書に固定された唯一のフランス語など存在しない。ケベックのフランス語は正確にはセネガルのフランス語と異なるし、セネガルのフランス語はフランスのものとは異なる。フランスにおいてさえ、プロヴァンスのフランス語とパリのフランス語は同じではない。(中略) 言語というものは生きているのであり、それを残さなければならない」(Libération [25 mars 2004])。

ここでドブレの主張を想起されたい。彼は、ヨーロッパにおけるトライリンガル（三言語）主義、独仏主導主義と並行して地域方言やピジン英語をも排除しているのであった。

さらにドブレは、「フランス語は英語と同様に、国外の諸国でも話され、変形され、再創造されている利点を有する。これは我々にとってチャンスである。このチャンスをもっと利用できるだろう。海外への影響力を放棄したくない

のであれば」(Le Figaro [15 février 2004] 引用者強調)と言及する。フランコフォニーにフランスの権力維持と拡大のチャンスが見出されているが、先に見たようにフランコフォニーは文化的多様性と参加国間の平等な連帯を謳うものであり、ドブレが主張するところとはやはり噛み合わない。

### II.3. 植民地主義の反省の欠如—ハイチ問題を事例に

フランコフォニー機関紙の中で、「開発援助への執着は（中略）団結という感情でしかない」(*Etat de la francophonie dans le monde* [1998:546,547])と明記されるが、それでは、フランコフォニー加盟国の中でも貧困に数えられるハイチ<sup>(6)</sup>とフランスとの関係をドブレはどのように描いているだろうか。

文化交流という視点から見渡すとき、既にフランコフォニー大学機構（AUF）はカリブ事務所を構え、承認したハイチ大学とフランスの大学との協定を取り付けている(Debray [2004b: 92,93])。さらに、フランスにはハイチの作家や音楽家、画家が招かれてきたが、北米のそれより少ないとして、国際フランコフォニーの諸機関がなんらかの手段を取るべきことが説かれる(Debray [2004b:61])。経済援助の面から言えば、「1995年、96年、国連派遣の市民警察としてフランスは歴史的つながりのないアフガニスタン（400人）やコソボ（4000人）への派遣数に下回るわずか95名の人員しかハイチへ派遣しなかった」(Debray [2004b:66])として、フランスのハイチに向けたより積極的な関与が奨励されているかに見える。

しかしながら、フィガロ紙の記者が後からその真意を問うた点もあるが、ドブレは「ハイチはフランスの利害からもヨーロッパの利害からも重要な争点とはならないようと思える」(Debray [2004b:16])との言葉を残している。こ

のドブレの言葉をフィガロ紙の記者はすかさず捕らえて、彼の真意を問うたのに対して、ドブレからはそれを覆すかのような言葉を得ている(Le Figaro [15 février 2004])。しかし、ハイチが貧国であり、開発援助の対象国とはなり得ても、利益という点から大国の関心対象となるには程遠いという事実は搖るがず、先の言葉は、フランスのハイチへの関与が両国間の関係そのものにむけてのフランスの関心からくるものではないことを露呈していると言えるであろう。

今、両国間の関係は端的に言って不和にある。ハイチは、1825年から1885年にかけてフランスに支払った、ドブレに言わせれば「独立のためとして（誤って）言われる負債の返済」(Debray [2004b:21,22])を求め、また2世紀に渡る奴隸制という人道に反する罪への損害賠償を求めている。それに対してドブレは、第一に、民族自決権や人道に反する罪という概念は第二次大戦後に生まれたものであり、当時はまだ存在しなかったこと、第二に、アリストイド（Aristide）大統領の帰還後に国際委員会からハイチになされた資金援助の大部分がフランスからの援助であったことを繰り返し強調した上で、「我々が承認するのは、連帯という論理であり、返金へのノンである」(Debray [2004b:26])と明言する。

ドブレに「植民地戦争」を「正義の戦争」に対置される「愚かな戦争」と捉える姿勢は見受けられる(Le Nouvel Observateur [17 janvier 1991], Debray [2004c:43])。しかし、ドブレが革命から生じた共和制を支持する時そこに含蓄せざるを得ない植民主義の過去は、「我々の懐かしい植民地主義は陰謀からではなく、氾濫から生じたのである。我々は、流れ、満ち潮、潮流といったものに捕らえられたのだ」(Debray [1992a:98])として、むしろ弁護されるのである。このように過去の負の遺産を引き継ぐことを拒否したまま、「かつての植民的関係とは反対の、フランスとの協調、協力、連帯という立場を取る」

(Debray [2004b:23])ことが如何にして可能になるというのか。

### III. ドブレとフランス共和国理念—ライシテを事例に

ここまで対外的関係からドブレのフランス共和主義思想を見てきたが、以下では、フランスの共和国理念そのものについてのドブレの思想について考察しよう。まずは近年問題になっているイスラムスカーフ事件とライシテ<sup>(9)</sup>を事例とするドブレの見解である。

イスラムスカーフ事件として、1989年パリ郊外の公立の中学校でイスラム教徒の移民である女子生徒が退学処分を受けたことから始まった事件であるが、大きな論議の的となり、フランスのメディアをにぎわせた。学校は、公共での非宗教性を理由に、女子学生にスカーフを着用しないよう再三求めたが守られなかつたため退学となつたのである。この問題は後に「ライシテ」問題として取り扱われるようになり、2004年3月には公立学校でのスカーフ着用を禁止する法律が成立する運びとなつた<sup>(8)</sup>。

当時、フランスの行政裁判所であるコンセイユ・デタは、イスラム教徒の公立学校でのスカーフ着用を宗教的表現の自由の行使として一定の限界を示しながらも容認する姿勢を取り続けた。世論もこれを支持する<sup>(10)</sup>一方で、イスラム教徒の教室でのスカーフ着用はライシテの原則に抵触するなどの理由からイスラムのスカーフ容認論に反対する者も多い。

その中でドブレは、これまでの「コンセイユ・デタの判決は形式上は正しかつたが、歴史上は誤りがある」(Debray [2004a:17])と断定する。「1905年に政教分離法は喜ばしいものではなかつたが、今は定着して和解の法となつた。市民をまとめる法は全て、まず彼らを分かつことから始めた。人々は議論に夢中で、共和国が対話でなく闘いから生まれたことをついに忘れ

た」(Le Figaro [15 février 2004])のであり、市民をまとめるためには自由を容認するのとは逆に法による規制が必要不可欠なものとなる。ドブレの主張からはまた、1905年法で教権派にノンを突きつけたことが反キリスト教的立場からではなかつたように、今回のライシテ法はイスラム排除ではない、との論理が窺える。

このようにライシテに言及する時、「公教育のライシテ・宗教的中立性とともに生徒の宗教的自由の限界」と「ライシテに関する法的問題にとどまらず、フランスにおけるイスラム教徒の遭遇」(小泉[1998:201,202])を問う議論が自ずと引き出されることになる。

現にイスラム世界からのとりわけ強い批判の声<sup>(11)</sup>に直面して、ドブレは「イスラム信者に代表権を与えたのは、共和国ではなかつたか」(Le Figaro [15 février 2004])と注意を喚起する。ドブレの寛容な共和国はこれまでも彼らを排除してきたわけではなく、むしろ擁護者だったのであり、今回、彼らの宗教的特殊性を容認しないといつても、それは学校をはじめとする公共空間に限定されるものなのである。

フランスの公立学校でライシテ原則が掲げられるのはなぜか。それは、「教室が共和国の基礎が築かれる場所だから」(Debray [1998=2002:79])であり、イスラムのスカーフなどは単なる「宗教の印ではなくて、授業計画に参加することを拒絶させる誘因」(Le Figaro [15 février 2004])となり得るものだからである。言い換えれば、イスラムのスカーフに代表される宗教的シンボルは、公共空間にあっては、信教の自由を保障するという問題よりも先に、教育及び教養を均等に受け取るという憲法規定の保障を揺るがしまいか、国家の秩序を打ち破りはしまいか、いう問題を思考させるものであるのだ。

しかし何よりも、以下のドブレの主張に、信教の自由・多様性よりライシテや单一不可分という共和国原理を優先する姿勢を読み取らなく

てはなるまい。

「皆への平等とは、解放であって、差異の崇拜ではない」(Debray [2004a:49])。そして、「国家は人びとを幸せにするためにあるんじゃない。みんなが互いに愛し合うようになるためにあるのでもない。それはただ、わたしたちの不一致ができるだけうまく、というより、できるだけ害が少なくなるように、調整できるようにするための協定」(Debray [1998=2002:99])であると定義される。そこへもって、毎年少なくとも10万人は国境を越えてやってくる移民は、「我々」という要を台無しにしてしまうために「共和国は喜んで迎えるべきだが、ためらいと気後れを強めている」(Debray [2004a:36])と言う。なによりもフランスという「外国に来て途方にくれた移民たちは、自然に民族や出身地ごとに寄り集まり、孤立した閉鎖的な区域ができてしまうだろう。(中略)人と違っている権利は確かにある。だが、自分だけは違う権利を持っているんだと主張することはできない」(Debray [1998=2002:47,48])のである。

彼が一員として参加したスタジ委員会から出された報告書(*Le Monde* [12 décembre 2003], Stasi [2004])の第一部には、以下のように記される。

ライシテとは、「均衡のとれた権利と義務を要請する」[1.2]もので、続く文面を要約すると、「権利」とは、国家が精神的そして信仰上の選択の多様性を尊重し、少数派や新派という弱い集団にも思想の自由を享受させることを指す[1.2.1及び1.2.2]。そして「義務」とは、市民がライシテによって思想の自由を保護してもらうのと引き換えに、公的空間を尊重することに努めなければならないことを指す[1.2.3]。

これに対して、ドブレがまず要求するのは義務の遂行、言い換えれば原理を遵守せよ、ということであり、移民たちに権利を与え、あるいは社会の多様性を容認することはあまり重視していない。

## 結論

フランス共和国の单一不可分性という伝統的理念は今、欧州統合の進展と同時に分権化・地域化も進展して、「揺らぎ」を見せ始めていることが指摘されている(フランス憲法判例研究会(編)[2002:7])。また、「君主制とジャコバンの遺産は、下からは地方の要求、上からは欧州統合とグローバル化という圧力を受けて、どれくらい対抗し続けるのであろうか?」と疑問が附された上で、「現在、表面的な変化は、破られるべきタブーが強すぎるために少ないが、大衆と政治的エリート層との間の価値観の差は広がっている」との声も聞かれる(Mény [2002:194, 195])。フランス国内においても、この10年、普遍的共和国原理が動脈硬化に陥り、文化的にますます多様化する社会の現実と齟齬を来しているという批判が出ている(三浦[2002:46])。

このなかで、強固に「歴史」に固執する、いわば融通の利かない共和国原理を擁護する姿勢を見せる者が本稿で取り上げたドブレであった。彼はヨーロッパでの例外を意識しながらも、ライシテをヨーロッパ的視野で検討しなおすということを念頭におく気配をみせない。「ひとつの意見が正しいかどうかということと、その意見が多数を占めるかどうかは別の問題」である上に、「独特だからって、自分が優れていると思っているわけでもない。歴史の偶然によつて、わたしたちはいまあるような国民になった」(Debray [1998=2002:82,83])と語られるのである。

ドブレの一連の主張の根底にあるのは、フランス的例外を大切にしたいという思いではなくして、共和主義を善とし、その正当性を表明したいとの思いであると言えるだろう。

今、多様性が要請される世界にあって、幸いにもと言うべきだろうが、フィガロ紙のインタビューで、フランスではなく「ヨーロッパの敵」を問われたドブレは「敵」という語の使用を拒

否した上で、「ヨーロッパが競合する」のは、「神政政治の社会モデルといえるイスラム原理主義と呼ばれるもの、そして、神格化された市場といえる北アメリカ」であると明言する(Le Figaro [15 février 2004])。さらに、フランスがそこに一員として加わる統合ヨーロッパまでもが脅威として描かれる。なぜならそれはフランスの主権を脅かすものだからであった。

その中にあって彼は己が「瀕死の共和国の理想を百も語る」(Debray [1998=2002:103])ことを承知した上で、これらに対抗するように、「国旗を高く掲げて（中略）愛情をよみがえらせ、記憶をあらたにする」(Debray [1998=2002:105])ことを目指す。

「もはやヨーロッパ人でないフランス人はいない」(Debray [2004a:43])けれども「ユーロのヨーロッパは＜我々＞を持たない＜彼ら＞であり、＜他者＞である」のに比して、「我々」は、「共和国の大枠の中にあって民族的ではないが倫理的で抒情味をもつ」(Debray [2004a:36])のである。さらに、ヨーロッパの紙幣に象徴され

るよう、そこには「人工物が次々と現れるだけで、実存の人物はいない。寓意画はあるが景色は描かれない。実存の人名もないし、標語も書かれていません」(Debray [1999:114])。つまり、ヨーロッパには「歴史」が存在しない。そして何よりも、「ブリュッセルのアングロ・アメリカ世界では、遺産 (patrimoine) は相続 (héritage) に、ライシテは非宗教化 (sécularisation) と訳されてしまう」(Debray [1999:108])のであり、フランスからその「歴史」を奪い去ってしまうものである。

ドブレにおいて「歴史」と共に重視されるのは「地理」であるが、それぞれは「単数形の過去と、領土」(Debray [1999:113])に対応される。こうして、フランスという一国の「過去」が手繕り寄せられると同時に、新たな「国境」が築かれて、その外には「隣人」が配置されることになる。そしてここに、グローバル化の流れと逆行する極めて閉じた社会が出現する。これはつまり、ヨーロッパの多元的統合の否定であり、共和国の主権の主張である。

## 註

1. Debray [1991=2001], Debray [1992b=2002], Debray [1994=1999], Debray [1997=2000], 石田 [1996] など。

2. 例えれば、1993年秋のGATTウルグアイ・ラウンドでフランスが、文化的性格が強く、外国のもので代替できないとして、サービスの自由貿易交渉のリストから映画・オーディオビジュアル (AV) 分野を除外させたことが挙げられよう。フランス政府のこの措置は、AV部門の自由化に反対する映画・音楽・芸術関係者の働きかけに応じたものであり、この考え方は「文化特例」(exception culturelle) あるいは「文化的例外」と呼ばれている。

3. ドブレ本人は、「元首の顧問になるなど、おそらくは哲学の使命に対する裏切りだろう。（中略）だが明らかにそれは、メディオロジー的立場を裏切るものではない」(Debray [1994:126])として自己の立場の矛盾を告白しました弁護している。

4. 該当する論稿は、初出の1991年1月17日付ル・ヌーヴェル・オプセルヴァトゥール紙では、「ミュンヘンのことを私に話さないで下さい」と題されるが、同じ論稿を所収するDebray [2004c]では、「私は平和主義者のうちに入らない」と改題されている。但し、先のオプセルヴァトゥール紙を指して「記事においてはたいてい題名が編集される」との注釈が加えられているところを見ると、ドブレの手になる題名は後者であることが分かる。

5. 海老坂も以上のようなドブレの描写を、「冷静な分析というよりも共和制擁護の熱烈なマニフェスト」(海老坂 [1992:70])と指摘する。

- 6.ハイチは、フランコフォニー・サミット加盟国56ヶ国のうちの一国で、サミットには初回から参加している。フランス語とクレオール語を公用語としているが、その実、総人口の約9%がフランス語を使用しているに過ぎない。まして、将来的にはフランス語は学校での言語教育という基盤を失えば、全てのハイチ住民が日常生活に使用するクレオール語よりさらに劣勢的地位に追い込まれ得る状況にある。
- 7.ライシテは、1870年代終わりにカトリック教会が教育など非宗教的領域をも支配し、また共和制に敵対する文脈の中で、共和派が教会勢力を抑えるためのイデオロギーとして登場し、教会への闘争的雰囲気の中で共和派により一方的に立法化されたものである。しかも、その立法化は、教会を礼拝の活動に押し込めるという形でなされ、そこには教会の活動・組織を規制する色彩も強く見られた。それが後になって、闘争的色彩を薄め、宗教的自由を保障するための宗教的中立性という意味で、明示的に憲法原則化され、今日に至っている。
- このようにして、立法化と憲法原則化という二段階でなされたとされるが、前者は、「教会と国家の分離に関する法律」(1905年12月9日)、いわゆる政教分離法で六章44ヶ条から成るものである。このうち、制定後数年間しか意味を持たなかった規定や改廃されたものも少なくない中、今日まで改正されずにあり、とりわけ注目されるのは、第一章「原則」にある次の2ヶ条である。
- 第1条—共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下に定める制限だけを受ける、自由な信仰(cultes)を保障する。
- 第2条—共和国は、いかなる信仰に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない。これにより、本法審査後の1月1日から、礼拝に関するすべての支出は、国、県及び市町村の予算から削除される。但し、施設付司祭の役務に関する支出であって、高校、中学、学校、病院、収容施設及び刑務所のような公共施設において自由な礼拝を確保するための支出は、その予算に計上することができる。宗教公施設法人は、第3条が定める場合を除き、廃止される。
- 上記に確認される通り、これらの規定にはライシテという文言はないが、これは長年の反教権主義の闘争のイデオロギーであった国家のライシテを実定法に入れたものであることはいうまでもなく、ライシテの立法化を示す画期的なものであると指摘される(小泉[1998:22,44])。後者の憲法原則であるが、それは第四共和制下の1946年憲法と第五共和制下の1958年憲法を指す。両者の憲法とも、ライシテの原則を明示的に定めるものの、ライシテについて何らの定義もしていない。しかし、「フランスは、单一不可分の、ライックな、民主的かつ社会的な共和国である」と定める1958年憲法1条がライシテ原則の第一の法源であり、さらに、1958年憲法前文は、1946年憲法前文を再確認したため、1946年憲法前文13項は、今日でもライシテ原則の法源を構成するとされる(小泉[1998:55,56])。
- その1946年憲法前文13項の内容は次のようにある。「国家は、子ども及び大人が、教育、職業教育及び教養を均等に受け取ることを保障する。あらゆる段階における無償かつライックな公教育を組織することは、国家の義務である。」
- 8.ドブレは、この法律成立の直接の契機となったスタジ委員会の中心メンバーとして積極的にこれに関わった。2003年12月11日に提出されたスタジ報告書は、その内容をほぼ承認する形で2004年2月10日に国民議会（下院）で「公立学校における宗教的シンボル禁止法案」として可決され、さらに3月3日の上院での可決を受けて、2004年3月15日、官報に公示された。
- 9.CSA世論調査で、10人中約7人(69%)のフランス人が学校でライシテ原則を尊重するという法に賛成している(CSA-Le Parisien[17 décembre 2003])。
- 10.スタジ報告が提出された時点から既に、二つの面から攻撃がなされていた。第一が、報告書でなされた宗教祭日

を設けるという提案に関するもので、フランス国内から「共同体主義」であるとの批判が出た。第二が、スカーフ禁止に対するイスラムの官僚等からの批判である。ムスリム同胞団系の仏イスラム団体連盟（UOIF）やモロッコ系の仏ムスリム全国連盟（FNMF）という二つの主要なイスラム連合は激怒して、例えば仏イスラム団体連盟の議長フアド・アラウイ（Fouad Alaoui）は、「宗教性の印」に関する提案は受け入れ難い、として「これは宗教の自由という基本的自由の制限である」、さらに「報告書4章で<フランス社会は性と共存の自由に対する攻撃を認められない>という時、対象はイスラムであり、攻撃されているのはイスラムの宗教的実践である」と発言している（*La Libération* [13 décembre 2003]）。シラクは、スタジ報告で「目的はフランスの各人に自由を保証すること」（*La Libération* [17 décembre 2003]）と宣言したが、こうしたイスラム界からの声は大いに正当化され得る。現に、ペルナード・スタジが「共和国を破壊しようとする力が存在する」と断言しているからである（*La Libération* [13 décembre 2003]）。

## 文献

- Ager, Dennis (1999) *Identity, insecurity and image: France and language*, London: Multilingual Matters.
- Chevalier, Jean-Claude (2003) “La France et l'Europe: monolinguisme et plurilinguisme,” *フランス語教育*, 31:1-8.
- Costa-Lascoux, Jacqueline (1996) *Les trois âges de la laïcité*, Paris: Hachette. = (1997) 林瑞枝(訳)『宗教の共生：フランスの非宗教性の視点から』法政大学出版局.
- Debray, Régis (1991) *Cours de médiologie générale*, Paris: Gallimard. = (2001) 嶋崎正樹(訳)『レジス・ドブレ著作選3 一般メディオロジー講義』NTT出版.
- (1992a) *Contretemps: éloges des idéaux perdus*, Paris: Gallimard.
- (1992b) *Vie et mort de l'image: une histoire du regard en occident*, Paris: Gallimard. = (2002) 嶋崎正樹(訳)『レジス・ドブレ著作選4 イメージの生と死』NTT出版.
- (1994) *Manifestes médiologiques*, Paris: Gallimard. = (1999) 嶋崎正樹(訳)『レジス・ドブレ著作選1 メディオロジー宣言』NTT出版.
- (1997) *Transmettre*, Paris: Odile Jacob. = (2000) 嶋崎正樹(訳)『レジス・ドブレ著作選2 メディオロジー入門：「伝達作用」の諸相』NTT出版.
- (1998) *La République expliquée à ma fille*, Paris: Seuil. = (2002) 藤田真利子(訳)『娘と話す国家のしくみってなに？』現代企画室.
- (1999) *Le code et le glaive: après l'Europe, la nation ?*, Paris: Albin Michel.
- (2004a) *Ce que nous voile le voile: la République et le sacré*, Paris: Gallimard.
- (2004b) *Haïti et la France: Rapport au ministre des Affaires étrangères*, Paris: Table Ronde.
- (2004c) *Chroniques de l'idiotie triomphante: terrorisme, guerres et diplomatie 1990-2003*, Paris: Fayard.
- Deniau, Xavier (2001) *La francophonie*, Paris: Presses universitaires de France.
- 海老坂武 (1992)『思想の冬の時代に』岩波書店.
- フランス憲法判例研究会(編) (2002)『フランスの憲法判例』信山社出版.
- ジオルダン, アンリ (2004) 「ヨーロッパにおける言語問題」『ことばと社会：ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか』三元社 63-79.
- Gross, Jean-Pierre (2000) *Égalitarisme Jacobin et droits de l'homme: 1793-1794: la grande famille et la terreur*, Paris: Arcanthes.

- 浜忠男(2003)『カリブからの問い：ハイチ革命と近代世界』岩波書店。
- Hargreaves, Alec G. (1995) *Immigration, 'race' and ethnicity in contemporary France*, London and New York: Routledge. =(1997)  
石井伸一(訳)『現代フランス：移民からみた世界』明石書店。
- Haut Conseil de la Francophonie (1998) *État de la francophonie dans le monde: données 1997-1998 et 6 études inédites*, Paris:  
Documentation française.
- 石田英敬(1996)「『メディオロジー的転回』の条件」『現代思想』24(4):76-85.
- Judge, Anne (2000) "France: One state, one nation, one language?", in Stephen Barbour and Cathie Carmichael (ed.), *Language  
and nationalism in Europe*, New York: Oxford University Press, 44-82.
- 小泉洋一(1998)『政教分離と宗教的自由：フランスのライシテ』法律文化社。
- Lazar, philippe (2004) *Autrement dit laïque*, Paris: Liana Levi.
- Léger, Jean-Marc (1987) *La francophonie: grand dessein, grande ambiguïté*, Paris: Nathan.
- Mény, Yves (2002) "The Republic and its Territory: The Persistence and the Adaptation of Founding Myths," in Sudhir Hazareesingh  
(ed.), *The Jacobin legacy in modern France: essays in honour of Vincent Wright*, New York: Oxford University Press, 183-  
195.
- 三浦信孝(編)(1997)『多言語主義とは何か』藤原書店。  
———(2000)「フランス第三共和政の言語同化政策」『中央大学文学部紀要』181:95-112.  
———(2001a)「問われるジャコバン共和国：フランスにおける共和主義と多文化主義」『仏語仏文学研究』(中央  
大学仏語仏文学研究会)33:71-126.  
———(2001b)『普遍性か差異か』藤原書店。  
———(2002)『現代フランスを読む』大修館書店。
- 中村睦男・辻村みよ子・糠塚康江(他)(編)(2003)『歐州統合とフランス憲法の変容』有斐閣。
- Poignant, Bernard (1998) *Langues et cultures régionales*, Paris: Documentation française.
- Silverman, Maxim (1992) *Deconstructing the nation : immigration, racism, and citizenship in modern France*, London and New  
York: Routledge.
- Stasi, Bernard (2004) *Laïcité et République*, Paris: Documentation française.
- Tétu, Michel (1988) *La francophonie: histoire, problématique et perspectives*, Paris: Hachette.
- Truchot, Claude (ed.) (1994) *Le plurilinguisme européen: théories et pratiques en politique linguistique*, Paris: Honoré  
Champion Editeur.